

# 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 構造計算適合性判定業務規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この構造計算適合性判定業務規程（以下「規程」という。）は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の35の5第1項に規定する指定構造計算適合性判定機関として行う法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第6条の3第1項及び法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（以下「判定」という。）の業務の実施について、法第77条の35の12の規定に基づき必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築確認等 法第6条第1項及び法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請及び法第18条第2項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定にする計画の通知をいう。
- (2) 建築主事等 建築主事又は指定確認検査機関をいう。
- (3) 特定行政庁 判定を行う建築物の建設地の確認審査等を所管する建築主事を置く道若しくは市町村の長をいう。
- (4) 判定対象建築物 法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定により構造計算適合性判定を受けなければならない建築物をいう。
- (5) 建築主等 判定対象建築物の計画の判定の申請を行う建築主又は判定の通知を行う国、都道府県若しくは建築主事を置く市町村の長等若しくはこれらの代理者をいう。
- (6) 構造計算適合性判定員 法第77条の35の9第1項に規定する構造計算適合性判定員（以下「判定員」という。）をいう。
- (7) 構造計算適合性判定委員 構造計算に関して専門的な識見を有する者として道総研の理事長が委嘱したもの（以下「判定委員」という。）をいう。
- (8) 特定構造計算基準 法第20条第1項第二号若しくは第三号に定める基準（同項第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）
- (9) 特定増改築構造計算基準 法第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により法第20条の規定の適用を受けない建築物について、法第86条の7第1項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準（特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。）
- (10) 役員 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第136条の2の14第1項第二号に規定する役員をいう。
- (11) 親族 配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。
- (12) 関係企業等 次のいずれかに該当する企業、団体等をいう。
  - (a) その者又はその親族が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の100分の5以上を有している企業、団体等
  - (b) その者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）
  - (c) その者の親族が役員である企業、団体等（過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。）
- (13) 制限業種 次に掲げる業種（国、都道府県及び市町村の建築物に係る工事監理業を除く。）をいう。
  - (a) 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続きの代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。）
  - (b) 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）

(c) 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）

(判定の業務を行う時間及び休日)

第3条 判定の業務を行う時間は、休日を除き、午前8時45分から午後5時30分までとする。

2 前項の休日は、次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(4) 前各号に定めるもののほか、道総研が指定した日

3 判定の業務を行う時間及び休日については、次に掲げる場合においては、前2項の規定によらないことができる。

(1) 第9条第3項の説明を受ける場合その他判定に係る審査を行う場合

(2) 緊急を要する場合その他正当な事由がある場合

(事務所の所在地等)

第4条 事務所の名称及び所在地は、次の表に定めるとおりとする。

	名称	所在地
(1)	建築性能試験センター	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟4階
(2)		旭川市緑が丘東1条3丁目1番20

2 判定の業務を行う区域（以下「業務区域」という。）は、北海道全域とする。

(判定業務の範囲等)

第5条 道総研は、前条第2項の業務区域内における全ての判定対象建築物に係る判定の業務を行うものとし、その旨を道総研のウェブサイトに掲載その他の適切な方法により公表する。

## 第2章 判定の業務の実施方法

(判定の業務実施の基本方針)

第6条 判定の業務は、法、これに基づく命令、告示、条例及びこれらに係る通知（技術的助言）によるほか、この規程により、公正かつ適確に実施するものとする。

2 道総研は、毎年度、構造計算適合性判定業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しに係る実施方針を定め、これを判定業務に係る職員に周知する。

3 道総研は、判定の業務の業務区域及び業務量見込みに応じて、この規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、その実行のために必要な規則（以下「構造計算適合性判定業務管理規則」という。）を定め、職員に周知する。

(法令の改正等に伴う措置)

第6条の2 道総研は、関係法令の改正、国土交通省及び特定行政庁等からの指示・連絡等に係る文書を収集・保存するとともに、職員に周知・徹底するものとする。

(標準審査期間等)

第6条の3 道総研は、関係法令の規定の解釈等を明確に判断するための、根拠資料を定め、これに基づき審査するものとする。

2 判定員は、前項の根拠資料では、関係法令の規定の解釈等を明確に判断できない場合は、申請等の建築物の確認審査等を行う建築主事若しくは特定行政庁に照会するなどの適切な方法により審査するものとする。

3 道総研は、標準的な判定の業務の処理期間を定め、法第6条の3第1項の規定による判定の申請又は法第18条第4項の規定による通知（以下「申請等」という。）を行う者の求めに応じ提示する。

(判定の申請等)

第7条 判定の申請等をしようとする建築主等は、道総研に対し、申請等に際し、建築基準法施行規則

(昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。)第3条の7(第8条の2第7項の規定により準用する場合を含む。)に規定する申請書若しくは通知書並びにこれらに添付する図書及び書類(以下「判定申請図書等」という。)に構造計算適合性判定に係る申出書(別記第1号様式)(以下「判定申出書」という。)を添えて提出するものとする。

2 前項の判定申請図書等の提出部数は、正本1部副本1部とし、判定申出書の提出部数は1部とする。

(判定の受付等)

第8条 道総研は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、次の各号に掲げる事項を確認し、これを受け付ける。

(1) 判定の申請等に係る建築物が、第5条に定める判定の業務の範囲に該当するものであること。

(2) 前条に掲げる判定申請図書等及び判定申出書が提出されていること。

(3) 前条の判定申請図書等の内容が、法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する指針(平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針告示」という。)第2第2項各号によるものであること。

(4) 申請等に係る判定申請図書等及び判定申出書の内容に明らかな瑕疵がないこと。

2 道総研は、前項の規定による確認により、同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、建築主等にその補正を求めるものとし、当該補正後においては前項の規定を準用する。

ただし、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、判定の申請等を受け付けない。

3 道総研は、第1項の規定による受付をした場合においては、建築主等に「構造計算適合性判定受付書(別記第2号様式)」を交付するものとする。なお、構造計算適合性判定申請書(施行規則別記第十八号の二様式)又は計画通知書(第四十二号の十二の二様式)第一面に受付印を押印し、その写しをもって構造計算適合性判定受付書に代えることができる。この場合において、判定を求めた建築主等と道総研は、別に定める「独立行政法人北海道立総合研究機構構造計算適合性判定業務約款」(以下「約款」という。)に基づき契約を締結したものとする。

4 建築主等が、正当な理由なく、受付書に記載する額の手数料を約款に規定する支払期日までに支払わない場合には、道総研は引き受けた業務を中断し、契約を取り消すことができる。

5 道総研は、前4項の規定に関わらず、判定の業務の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に判定を実施することが困難な場合には、判定の業務を引き受けない。

6 第3項の約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 建築主等の協力義務に関すること

(2) 判定手数料の額及び納入期日に関すること

(3) 判定の業務の期日に関すること

(4) 契約の解除及びこれに伴う損害賠償に関すること

(5) 道総研が負う責任に関すること

(判定の実施方法)

第9条 道総研は、第8条第1項の規定による受付をしたときは、速やかに判定担当者を定め、判定に係る審査を実施させることとする。

2 判定に係る審査は、指針告示第二に定める構造計算適合性判定に関する指針等に従って行うこととする。

3 道総研は、審査の実施に当たって必要があると認めるときは、建築主等に対して構造計算に関する説明を求めるものとする。

4 道総研は、判定に係る審査の結果を原則として2名以上の判定員により審議し、判定を行うこととする。

5 道総研は、第4項の審議の結果、特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準(以下「特定構造計算基準等」という。)に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、指針告示第二第4項第五号の規定に基づき、建築主等に対して、その旨及びその理由を「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(施行規則別記第十八号の十一様式又は第四十二号の十二の十一様式)」により通知することとする。

6 前項の場合において、第7条に規定する判定申請図書等の補正がなされ、又は判定申請図書等の記載

事項における不明確な点を説明するための追加説明書の提出があったときは、これらの図書及び書類を判定申請図書等の一部として審査することとする。

- 7 前2項の場合において、第5項の通知書を建築主等に交付した日から前項の補正された判定申請図書等又は追加説明書が道総研に到達した日までの日数は、第13条第1項の期間及び第14条第1項の延長する期間に含めないものとする。
- 8 道総研は、施行規則第3条の10の規定により読み替えて適用される施行規則第3条の8及び指針告示第二第3項第三号の規定に基づき、確認の審査において留意すべき事項がある場合には、その内容を記載した「建築確認審査を行うにあたって留意すべき事項の通知書」（別記第3号様式）を、建築主事等に通知する。

建築確認等が未提出の場合において、留意すべき事項に対する建築主事等の回答がなければ、特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができない場合は、第5項により適合するかどうかを決定することができない旨の通知書を建築主等に対して通知する。一方、建築主事等の回答がなくとも特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができる場合は、第13条により適合判定通知書を建築主等に対して交付した上で、建築主等から建築確認等の申請又は通知をした旨の届け出を受理次第すみやかに留意すべき事項を建築主事等に通知する。

また、建築主事等から、施行規則第1条の4及び指針告示第一第4項第三号ロ(1)の規定に基づき、適合判定通知書又は適合しない旨の通知書を交付する前に、判定において留意すべき事項の通知を受けた場合には、道総研は、指針告示第二第3項第三号の規定に基づき、当該通知の内容を確かめ審査を行い、求められた留意事項に対する回答を当該建築主事等に通知することとする。
- 9 道総研は、第3項に規定する場合を除き、審査の経過及び結果を記載し、かつ指針に従って判定を行ったことを証する書類として「構造計算適合性判定チェックリスト（別記第6号様式）」を作成する。
- 10 道総研は、前項の判定チェックリスト及び判定の所見等に基づき、第13条第1項の通知書を交付する。
- 11 道総研は、判定業務及び当該判定業務に係る建築物の確認審査等の円滑な審査に資するよう、第8項の通知のほか、当該建築物の確認審査等を行う建築主事等に対して、判定業務及び確認審査等に関する情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。
- 12 前項の情報提供その他必要な措置は、建築主事等との協議により、別に定める。

（国土交通大臣が定めた方法による場合の判定の審査方法）

第10条 法第20条第1項第二号イの規定に基づき建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第81条第2項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるものについての判定は、指針告示別表（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる図書に基づき、同表（に）欄に掲げる判定すべき事項について審査することとする。

（大臣認定プログラムによる場合の判定の審査方法）

第11条 法第20条第1項第二号イ又は第三号イの規定に基づき令第81第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で大臣認定プログラムによるものについての判定は、前条及び次の各号に定めるところにより行うこととする。この場合において、磁気ディスク等の提出があったときは、指針告示別表（に）欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る判定すべき事項については、その審査を省略できるものとする。

- （1）判定に係る建築物の構造の種別、規模その他の条件が大臣認定プログラムの使用条件に適合することを確かめること。
  - （2）判定に係る建築物の設計者が用いた大臣認定プログラムと同一のものを用いて、磁気ディスク等に記録された構造設計の条件に係る情報により構造計算を行い、当該構造計算の結果が提出を受けた構造計算書に記載された構造計算の結果と一致することを確かめること。
  - （3）提出を受けた構造計算書に大臣認定プログラムによる構造計算の過程について注意を喚起する表示がある場合にあっては、当該注意を喚起する表示に対する検証が適切に行われていることを確かめること。
- 2 前項第2号において、道総研が行う構造計算は、道総研が保有又はリース契約する大臣認定プログラムで行う。

(専門的な識見を有する者への意見聴取)

第12条 道総研は、法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第6条の3第3項又は法第18条第6項の規定により、次のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、判定委員の意見を聴くものとする。

- (1) 平成19年国土交通省告示第592号(建築物の構造方法が安全性を有することを確かめるための構造計算の方法)第2号の規定により、実験その他の特別な調査又は研究の結果に基づく部材又は架構その他の建築物の部分の耐力算定式又は構造計算上必要となる数値を用いた場合に、それらの式又は数値が建築物の性状に応じて適切であることを確かめる必要があるもの
- (2) 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算又は限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によるもの
- (3) 前2号に掲げるほか、特に複雑な構造方法又は高度な構造計算による等、判定員のみでの工学的知見に基づく判断が困難と認められるもの

2 道総研は、判定委員から意見を聴くときは、あらかじめ、意見聴取すべき事項及びこれに関する判定員の見解を建築主等に示したうえで、当該意見聴取すべき事項に関する見識を建築主等に求めるものとする。この場合の手続は、第9条第5項に定めるところによる。

3 判定委員は、前項の判定員及び建築主等の見識の妥当性について意見を述べるものとする。この場合、意見は原則として2名以上の判定委員の合議に基づくものとする。

4 判定員は、判定委員の意見を踏まえて、第9条第9項の判定チェックリスト及び判定の所見等を取りまとめる。

5 道総研は、判定委員から意見を聴いたときは、当該意見に関する記録を判定のための審査の結果を記載した図書として記録するものとする。

(適合判定通知書・適合しない旨の通知書の交付)

第13条 道総研は、法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第6条の3第4項又は法第18条第7項の規定により、当該判定を求められた日から14日以内に、特定構造計算基準等に適合する場合は「適合判定通知書(施行規則別記第十八号の八様式又は第四十二号の十二の八様式)」を、適合しない場合は「適合しない旨の通知書(施行規則別記第十八号の九様式又は第四十二号の十二の九様式)」を建築主等に交付するものとする。この場合において、判定を求められた日とは第8条第1項の規定により道総研が受け付ける判定申請図書等(第8条第2項の規定により道総研が建築主等にその補正を求めた場合は、当該補正後のもの)が道総研に到達した日とする。

2 第1項の規定による交付は、判定申請図書等の副本を添えて行う。なお、特定構造計算基準等に適合する場合は、申請者等からの申し出により、第1項の適合判定通知書及び判定申請図書等の副本を、判定にかかる建築物の確認審査等を行う建築主事等に直接送付することができるものとする。

3 第1項及び第2項に規定する図書及び書類の交付については、あらかじめ建築主等と協議して定めるところにより、電子メールの使用又は磁気ディスク等の交付によることができる。

4 道総研は、判定の結果及び方法について疑義があるとして建築主等から説明を求められた場合は、これに適切に回答するものとする。

5 道総研は、適合判定通知書を交付した後に、指針告示第二第4項第七号に基づき、建築主事等から判定の結果等について照会があった場合は、当該建築主事等に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講じるものとする。

(判定期間の延長)

第14条 道総研は、法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第6条の3第5項又は法第18条第8項の規定に基づき、法第20条第1項第二号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合その他国土交通省令で定める場合に限り、前条第1項の期間内に適合判定通知書又は適合しない旨の通知書を交付できない合理的な理由があるときは、35日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。

2 前項の規定により前条第1項の期間を延長する場合は、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した「期間を延長する旨の通知書(施行規則別記第十八号の十様式又は第四十二号

の十二の十様式)」を前条第1項の期間内に建築主等に交付するものとする。

(判定の申請等の取下げ)

第15条 建築主等は、第13条第1項の通知書が交付されるまでの間に当該申請等を取下げの場合は、その旨を記載した「構造計算適合性判定申請等取下届(別記第9号様式)」を道総研に提出するものとする。

2 前項の場合においては、道総研は、判定の業務を中止し、「構造計算適合性判定業務の中止通知書(別記第11号様式)」に判定申請図書等の副本を添えて建築主等に交付するものとする。

(判定を受けた計画の変更の申請)

第15条の2 建築主等の都合により当該判定を受けた建築物等の計画が変更され、道総研に当該変更計画の判定の申請がなされた場合の判定の業務の実施方法は、第7条から前条までの規定を準用する。申請にあたり建築主等は、「計画変更構造計算適合性判定申請書(施行規則別記第十八号の三様式又は変更計画通知書(施行規則別記第四十二号の十二の三様式)」を道総研に提出する。

### 第3章 判定手数料等

(判定手数料の収納等)

第16条 建築主等は、構造計算適合性判定受付書(別記第2号様式)と同時に交付する振込依頼書により、同通知書に記載された判定手数料の額を指定の納入方法により指定の期日までに納入するものとする。

2 前項の納入に要する費用は、建築主等の負担とする。

3 建築主等は、別途協議により、別の納入方法とすることができる。

4 手数料額の増額又は減額の改正をする場合にあっては、改正後の額の適用の前に、あらかじめその内容及び時期についてウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表する。

(判定手数料の返還)

第17条 道総研は、構造計算適合性判定手数料は返還しないものとする。ただし、道総研の責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

### 第4章 判定員等

(判定員の選任及び解任)

第18条 道総研は、判定の業務を適切に実施するため、法第77条の35の9第2項の規定により、法第77条の66第1項の登録を受けた者のうちから、3人以上の判定員を選任するものとする。

2 道総研は、前項の判定員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その判定員を解任するものとする。

(1) 法第77条の35の9第4項の規定による北海道知事の解任命令があったとき。

(2) 職務上の業務違反その他判定員としてふさわしくない行為があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(4) その他解任の必要があると認められるとき。

(判定員の配置)

第18条の2 判定の業務を実施するため、道総研の職員の判定員を建築研究本部に配置する。

(判定員の従事制限)

第18条の3 判定員は、次の(1)から(4)に掲げる者が建築主である建築物、(1)から(4)に掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物その他判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、判定の業務に従事してはならない。

(1) 当該判定員

(2) (1)に掲げる者の親族

(3) (1)又は(2)に掲げる者が役員である企業、団体等(過去二年間に役員であった企業、団体等を

含む。)

(4) (1) 又は(2)に掲げる者が株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

(判定委員の選任及び解任)

第19条 道総研は、第12条第1項の規定により意見を聴くため、建築構造の各専門分野に関して高度な識見を有する者を判定委員として複数選任するものとする。

2 判定委員の解任は、第18条第2項を準用する。

(秘密保持義務)

第20条 判定員及び判定委員並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密及び個人情報情報を漏らし、又は盗用してはならない。

## 第5章 判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するための措置

(構造計算適合性判定業務管理規則)

第21条 判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するため、構造計算適合性判定業務管理規則には、少なくとも以下に掲げる事項について、その実施に必要な事項を定める。

- (1) 判定業務の実施体制
- (2) 判定業務関係書類の保存等
- (3) 内部監査
- (4) 苦情等事務処理
- (5) 不適格案件管理
- (6) 再発防止措置

(判定業務の実施体制)

第22条 道総研には、判定の業務を適切に実施するため、第18条の2の判定員の他、判定業務の遂行に必要な職員を配置する。

- 2 判定員及び判定委員は、その職務の執行に当たって厳正かつ公正を旨とし、不正行為のないようにしなければならない。
- 3 道総研は、道総研で実施する大臣認定プログラムを使用した判定のすべてに対応できる大臣認定プログラムを使用できる環境を整備することとする。
- 4 道総研は、道総研の構造計算適合性判定業務実施体制が引き続き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実に維持するため、道総研及び道総研を取り巻く環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果、外部からの要求等を鑑み、必要に応じて、構造計算適合性判定業務実施体制等の見直しを行う。

(内部監査)

第23条 道総研は、構造計算適合性判定の適正な業務体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年1回、内部監査を行う。

2 内部監査においては、センター長が作成する次に掲げる事項に関する書類により審査する。

- (1) 法令への適合状況
- (2) この規程への適合状況
- (3) 第6条に規定する判定の業務実施の基本方針への適合状況
- (4) 構造計算適合性判定業務実施体制の状況
- (5) この規程の内容の見直しの必要性

3 内部監査の結果、改善の指摘があった場合は、次の各号に掲げる措置のうち当該指摘事項の改善のために必要なものを講じるものとする。

- (1) この規程の内容の見直し
- (2) 第18条第2項の解任
- (3) その他判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するために職員、設備、判定の業務の実施の方法その他の事項に関して必要な措置

(苦情等の事務処理)

第24条 道総研は、判定の業務について当該業務の申請等を行った建築主等又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦情に適切に対応する。

- 2 道総研は、法第94条第1項に規定する審査請求が行われた場合において、これに適切に対処する。
- 3 前2項の苦情、審査請求及びこれらに対して道総研がとった処置は、遅滞なく記録する。

(不適合案件の管理)

第25条 道総研は、不適合案件（建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを判定できない案件について、誤って適合判定通知書を交付したものをいう。以下同じ。）が発生した場合について適切な処理を確実に実施する。

- 2 道総研は、適合判定通知書を交付したあとに不適合案件であることが確認されたときは、速やかに建築主、北海道知事及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。
- 3 道総研は、不適合案件について、案件の概要、不適合の内容、とられた措置の内容等に関して記録する。

(再発防止措置)

第26条 道総研は、不適合案件の発生その他により構造計算適合性判定業務実施体制に不適切な内容が発見されたときは、不適合案件の再発防止等のため、不適合案件の原因を除去するための処理（以下「再発防止措置」という。）をとる。再発防止措置は発見された不適合案件の影響に見合ったものとする。

- 2 道総研は、再発防止措置に関する以下の事項を行う。
  - (1) 不適合案件の内容確認
  - (2) 不適合案件発生の原因の特定
  - (3) 不適合案件が再発しないことを確実にするための処理の必要性の評価
  - (4) 必要な措置の決定及び実施
  - (5) 実施した処理の結果の記録
  - (6) 是正処置において実施した活動の評価

(定期報告)

第27条 道総研は、法第77条の35の17第1項の規定に基づき、北海道知事が判定の業務に関する報告を求め、又はその職員の立ち入りによる検査を行う場合は、これに応じなければならない。

## 第6章 雑則

(帳簿並びに図書及び書類の保存期間)

第28条 帳簿及び図書等の保存期間は、次の各号に掲げる帳簿及び図書等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第77条の35の14第1項に規定する帳簿 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）第31条の14の規定による引継ぎを完了するまで
- (2) 法第77条の35の14第2項に規定する図書及び書類 第13条第1項の構造計算適合性判定結果通知書の交付を行った日から15年間

(帳簿及び図書等の保存及び管理の方法)

第29条 前条各号に掲げる帳簿及び図書等の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き判定業務執務室内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実にあり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、前条第1号に規定する帳簿への記載事項及び同条第2号に規定する図書等が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等を保存する方法によってすること



ができる。

- 3 前項の規定に基づき帳簿、図書等を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に保存した場合において、当該保存したデータを印刷した書類がある場合には、当該ファイル又は磁気ディスク等のデータを原本として扱うものとする。
- 4 役員及び職員は、機関省令第31条の11第1項に規定する図書及び書類（複写したものを含む。）を執務室以外に持ち出そうとするときは、これらの図書及び書類の実施責任者に、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持ち帰ったときは、その旨を管理者に報告する。

（電子的記録等に係る情報の保護）

第30条 道総研は、判定業務に用いる電子的記録等に係る情報の保護、管理を適正に行うものとする。

（判定業務の休廃止の許可の申請）

第31条 道総研は、法第77条の35の18第1項の規定により判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、指定構造計算適合性判定機関業務休廃止許可申請書（機関省令別記第十号の七様式）を北海道知事に提出するものとする。

（判定の業務の引継ぎ）

第32条 道総研は、法第77条の35の21第3項に規定する場合には、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 判定の業務を北海道知事に引き継ぐこと。
  - (2) 第28条(1)に規定する帳簿並びに同条(2)に規定する図書等を北海道知事に引き継ぐこと。
- 2 前項の引継ぎに要する費用は、道総研の負担（図書等の保管場所の確保等に関するものを除く。）とする

（書類が円滑に引渡しされるための措置）

第33条 道総研は、判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、機関省令第31条の12の規定に基づく申請の提出の前に、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 機関省令第31条の14第1項の規定により引き継ぐべきすべての書類の存否を確認すること。
  - (2) (1)に規定する書類の存否確認が完了したのち、その旨を北海道知事に報告する。なお、紛失があった場合は北海道知事の指示に従い、書類の回復に代わる措置（建築主からの副本の借り受け及び複写等）を講じること。
- 2 前項に定めるもののほか、道総研は、機関省令第31条の14第1項の規定に基づく書類の引継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引継ぎが行われるよう、あらかじめ必要な措置を講ずる。

（書類の備置及び閲覧）

第34条 道総研は、法第77条の35の15及び機関省令第31条の11の2に規定する次の各号に掲げる書類を事務所に備え置き、判定を受けようとする者その他の関係者の求めに応じ、これを閲覧に供することとする。

- (1) 道総研の判定に係る業務の実績を記した書類
- (2) 判定員の氏名及び略歴を記載した書類
- (3) 判定の業務による損害賠償のための保険契約その他の措置を講じている場合の書類
- (4) 定款及び登記事項証明書
- (5) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- (6) 役員及び構成員の氏名及び略歴
- (7) 道総研設立にあたり100分の5以上の出資を行っている者の名称及びその出資の価額を記載した書類

（業務区域等の掲示）

第35条 道総研は、法第77条の35の13の規定に基づき、業務区域、指定の番号指定有効期限、機関の名称、代表者氏名、主たる事務所の住所、取り扱う建築物を第4条の事務所内において掲示する。

附則（平成22年4月1日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成22年5月25日）

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附則（平成23年3月15日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成23年12月2日）

この規程は、平成23年12月5日から施行する。

附則（平成27年5月19日）

1 この規程は、平成27年6月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前に、建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）による改正前の建築基準法（以下「旧法」という。）第6条第1項、第6条の2第1項の規定による確認の申請又は旧法第18条第2項の規定による通知がされている建築物については、なお、従前の例による。

附則（平成30年2月20日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則（平成31年3月27日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和2年4月14日）

この規程は、令和2年5月26日から施行する。

附則（令和3年3月22日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

#### 〈別記様式一覧〉

別記第1号様式：構造計算適合性判定に係る申出書

別記第2号様式：構造計算適合性判定受付書

別記第3号様式：建築確認審査を行うにあたって留意すべき事項の通知書

別記第4号様式：削除

別記第5号様式：削除

別記第6号様式：判定チェックリスト（許容応力度等・保有水平耐力計算用、全構造共通）

別記第7号様式：削除

別記第8号様式：削除

別記第9号様式：構造計算適合性判定申請等取下届

別記第10号様式：削除

別記第11号様式：構造計算適合性判定業務の中止通知書